

指導行政のポイント

“学校保健法”が変わる

菱村 幸彦

「学校保健法等の一部を改正する法律案」が国会に上程された。国会を通過すれば、昭和33年に学校保健法が制定されて以来、50年ぶりの大改正となる。

保健室と養護教諭の役割を重視

改正法案は、本年1月に提出された中教審答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために」の提言を受けて立法化したものである。

改正法案は、現行の題名「学校保健法」を「学校保健安全法」に改めている。つまり、学校保健だけでなく学校安全についても定めるわけだ。

まず、学校保健に関する改正からみてみよう。新たに盛り込まれた内容は、次のとおりである。

第1に、学校設置者の責務を明確にした。学校設置者は、児童・生徒と職員の心身の健康の保持増進を図るため、学校の施設設備や管理運営体制の整備充実に努めなければならない(4条)。

第2に、学校環境衛生基準を法制化した。文科省は、学校の環境衛生水準のガイドライン「学校環境衛生の基準」を体育局長裁定で定めている。改正法はそれを法律事項に格上げした。校長は、この基準に照らし、適正を欠く事項があると認めた場合は、改善措置を講じ、改善措置を講ずることができないときは、設置者に申し出る必要がある(6条)。

第3に、保健室と養護教諭の役割を明確にした。改正法案は、保健室の役割として、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を明記し、また、養護教諭を中心として関係教職員と連携した組織的な保健指導の充実に求めている(7条、9条)。

第4に、医療機関との連携を明記した。学校は地域医療機関との連携により保健管理を充実することに努めなければならない(10条)。

今回の学校保健法改正のもう1つの眼目は、学校安全について法的整備を図ったことである。現行の

学校保健法は、児童・生徒や教職員の健康管理を主目的にしており、学校安全については、申しわけ程度の規定しか定めていない。

しかし、近年、事故や災害等のほか、不審者の侵入事件が相次ぐなど、学校安全に関する法的整備が課題となっている。今回の改正法案は、その要請に応える新たな立法である。

学校安全に関する新たな立法

改正法案の内容は、次のとおり。

第1に、学校設置者の責務を明確にした。学校設置者は、事故、加害行為、災害による危険を未然に防止し、危険が生じた場合、適切に対処することができるよう、学校の施設設備や管理運営体制の整備充実に努めなければならない(26条)。

第2に、学校安全計画の策定を義務づけた。学校は、施設設備の安全点検、通学を含めた学校生活における安全指導等について計画を策定し、実施しなければならない(27条)。

第3に、学校環境の安全確保を明確にした。校長は、学校の施設設備について児童・生徒の安全確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合、改善措置を講じ、当該措置を講ずることができないときは設置者に対し申し出なければならない(28条)。

第4に、危険対処マニュアルの作成を義務づけた。学校は、危険等発生時に教職員がとるべき措置の具体的内容や手順を定めた対処要領を作成し、周知・訓練などを行わなければならない(29条)。

第5に、関係機関との連携を明記した。学校は、児童・生徒の安全を確保するため、保護者、警察署、地域のボランティア等との連携を図るよう努めなければならない(30条)。

以上のほか、改正法案は、学校給食法を改正し、食育指導の充実に定めているが、これは省略する。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●好評発売中！●教基法、関連3法等改正に即応して大改訂 菱村幸彦【著】B6判 400頁・定価 3,150円

新訂第4版出来！『やさしい教育法規の読み方』